

発行 ハローワーク磐田
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

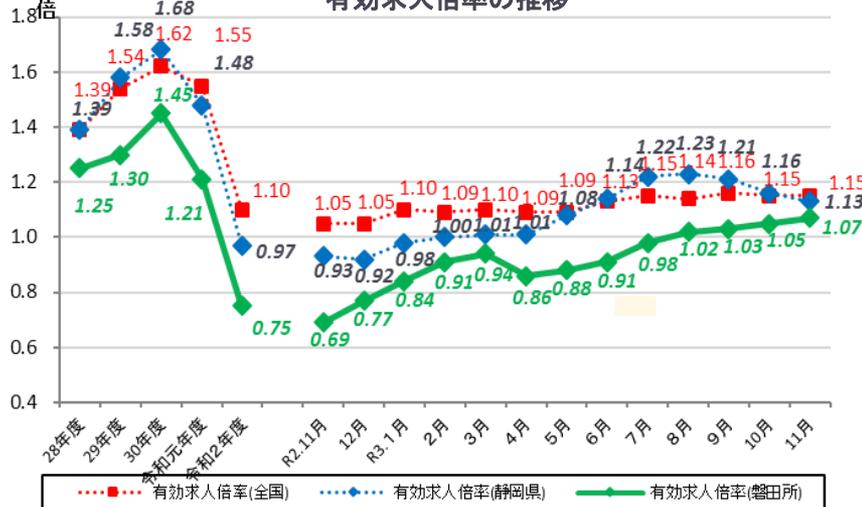
●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。

▶ ハローワーク磐田管内の雇用失業情勢(11月)



- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- 有効求人倍率は1.07倍となり、前月を0.02ポイント上回り、令和3年4月以来7か月連続で増加しました。また、前年同月比では0.38ポイントと大幅に上回りました。

有効求人倍率の推移



	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11
全国	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14	1.16	1.15	1.15
静岡県	0.93	0.92	0.98	1.00	1.01	1.01	1.08	1.14	1.22	1.23	1.21	1.16	1.13
磐田所	0.69	0.77	0.84	0.91	0.94	0.86	0.88	0.91	0.98	1.02	1.03	1.05	1.07

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。

季節調整については、令和2年12月以前の数値については季節調整替えを行っています。

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

▶ 新春のご挨拶

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。
さて、昨年はコロナ禍の中で思うように業務が進まないことも多く、ご迷惑をおかけしました。

昨年は、新型コロナ拡大等により求人募集活動が停滞する時期もありましたが、感染が縮小傾向になるに従い、有効求人倍率も8月に1倍を1年5か月ぶりに超え、明るい兆しが見えています。しかし、半導体不足の影響等も重なり、雇用調整助成金の申請は未だに高止まり状態にあります。9月にはシステム刷新によるオンライン紹介が開始されました。また、今年1月から雇用保険マルチジョブホルダー制度が始まり、さらに雇用保険の保険料率の引き上げが議論されているところでもあります。

新型コロナの感染が収束し、地域がさらに活性化し魅力のある地域になるようお願いしつつ微力ながら努めてまいりますので、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

▶ 雇用保険マルチジョブホルダー制度が始まりました

～ 令和4年1月1日スタート ～



令和4年1月1日から65歳以上の労働者を対象に「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が開始されました。

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることのできる制度です。(詳細はHP等でご確認ください。)

▶ 令和4年3月までの雇用調整助成金等の特例措置について

令和3年12月末まで業況特例を利用している(=業況の確認を既に行った)事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので売上等の書類の再提出が必要になります。具体的な内容はHPをご参照ください。

【不正受給への対応を強化します】

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、返還請求・公表を行っています。

【問い合わせ先】

雇用調整助成金産業雇用安定助成金コールセンター(電話0120-60-3999)



人材開発支援助成金のご案内



人材開発支援助成金とは

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、講師謝金や受講料等の訓練経費のほか、訓練受講労働者に係る訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。本助成金には各種要件があります。詳しくはHPをご参照ください。

令和3年度静岡県特定最低賃金が改正されました



令和3年度静岡県特定最低賃金が令和3年12月20日から改正されました。

「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間給913円)より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されている最低賃金です。以下の4業種について18～19円引き上げとなりました。

- ・タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 915円
- ・鉄鋼、非鉄金属製造業 954円
- ・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業 970円
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 939円

令和4年度高齢者活躍企業コンテスト 応募企業募集中



高齢者がいきいきと働くことのできる創意工夫の事例を募集する「令和4年度高齢者活躍企業コンテスト」を実施しています。

当コンテストは、優秀企業等の改善事例と実際に働く高齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業等における雇用・就業機会の確保等の環境整備に向けて具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。

応募のあった事例のうち優秀事例については、令和4年10月に表彰を行う予定です。

【応募締切日】令和4年3月31日(木)

【お問い合わせ】 高齢・障害・求職者雇用支援機構 電話043-297-9527

御来所の際は、引き続き新型コロナウイルス感染防止のため、利用者の方々に、マスクの着用、手指のアルコール消毒、体温の検温の御協力をお願いしております。

ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。

就職氷河期世代を対象にした職場実習・体験の受け入れにご協力ください



就職氷河期世代の方々は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている等、様々な課題に直面している方がいます。

このような方々に対する支援の取組の一つとして、労働局及びハローワークでは、就職氷河期世代の方が企業において職場実習・体験を体験することを通じて、就職氷河期世代の方と企業との相互理解を進めるための事業を実施しています。

事業主の皆さまには、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくため、職場実習・体験の受け入れにご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】

ハローワーク磐田または静岡労働局訓練室まで(054-271-9956)

求職者支援制度が利用しやすくなります



- 受講要件を緩和する特例措置を設けます
- 令和4年1～3月に職業訓練を集中的に実施します

コロナの影響を受けて離職を余儀なくされた方や、シフトが減って厳しい状況に置かれている非正規雇用労働者等に、月10万円の生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)を受給しながら無料の職業訓練を受講する機会を提供する求職者支援制度の活用を進める特例措置が設けられ、非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援が強化されました。(令和4年3月末まで)

これを受け、静岡労働局と(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、令和4年1月～3月に県内で求職者支援訓練25コース(県内)を集中的に設定し、職業訓練の受講を必要としている方に、より多くの受講機会を提供します。

磐田市内では初めてユースエール認定企業を認定しました



静岡労働局では、ハローワーク磐田管内の下記企業をユースエール認定企業として認定しました。(今年度2社目の認定企業となります。)

今後はハローワークを中心に積極的に情報発信を行うことにより、企業が求める人材の円滑な採用を促進するとともに、若者の適職選択を支援してまいります。

【ユースエール認定企業】

企業名 社会福祉法人遠江厚生園(ととおみこうせいえん)

所在地 磐田市大久保522番地1

ホームページ <http://www.tohtoumi-kouseien.or.jp>